

平成28年11月22日

横須賀市長 上 地 克 明 殿

要 請 書

原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会

共同代表	呉 東	正 彦
同	新 倉	裕 史
同	小 林	麻 利 子
同	今 野	宏
同	三 影	憲 一

今年1月31日には横須賀基地周辺海域で、米海軍イージス巡洋艦アンティータムが、座礁事故を起こし、6月17日には、石廊崎沖で、米海軍イージス駆逐艦フィッツジェラルドが、コンテナ船と衝突事故を起こして7名が死亡し、8月21日には、シンガポール東方の海域で、米海軍イージス駆逐艦ジョン・マケインが、リベリア船籍の石油タンカーアルニックMCと衝突事故を起こして10名が死亡し、さらに11月18日には、米海軍イージス駆逐艦ベンフォールドが、タグボートと接触事故を起こしました。

このように横須賀を母港とする米海軍のイージス艦の海難事故が連続して起こったことは遺憾であり、米海軍艦艇の安全航行体制に根本的な疑問を抱かざるをえません。

そして、それぞれの事故について米海軍から事故調査報告書の要約版等が公開されましたが、いずれも基本的な人的ミスの積み重ねによるもので、避けられた事故であるとの結論ですが、その原因には根深い構造的なものがあり、それが改善されない限り、このような衝突事故が、より過密な東京湾の浦賀水道で、タンカー等の危険物積載船と原子力艦との間で起こり、市民の安全を脅かす重大な事態となりかねないことも懸念されます。

そこで私達は、市民の安全を守るため、市長に以下のことを要請いたします。

- 1、11月18日の米海軍イージス駆逐艦ベンフォールドの、タグボートとの接触事故について、より詳しい情報提供を米海軍に求めて下さい。

懸念された横須賀に近い海域での米海軍の訓練中の事故として、米海軍に抗議ないし再発防止の申し入れを文書でして下さい。

- 2、別紙2・3のような各事故調査報告書の指摘する米海軍の過失を踏まえて、別紙1の

ように、特に海上交通安全についてのルール、再発防止対策を、日米間での協議、確立するよう、米海軍と日本政府に申し入れて下さい。

- 3、米海軍イージス艦フィッツジェラルドの衝突事故について、市長は米海軍から横須賀基地から米国に搬送する予定と聞いたとのことで、11月20日には重量物運搬船トランファルスが、横須賀基地周辺に到着しました。

フィッツジェラルドの積み込み作業は、いつ行われ、提供水域の錨地で行われるのでしょうか。この作業は提供水域の使用目的に違反したり、他の船舶の航行に支障をきたしたりしないのでしょうか。情報提供を米海軍に求め、市民に明らかにして下さい。

- 4、このままフィッツジェラルドが米国に搬送されてしまうと、日本側による同艦の検証も、乗組員の事情聴取もできず、日本側の捜査との整合性のある事故原因の確定もできなくなってしまいます。従って市として、

1) 米海軍に対し速やかに、日本側による同艦の検証、乗組員の事情聴取がなされないうちは同艦を米国に搬送しないことを、

2) 日本政府及び海上保安庁に対し速やかに、日本側による同艦の検証、乗組員の事情聴取を行うこと及び双方の調査報告書の突き合わせがなされないうちは、同艦を米国に搬送しないことを米国に求めることを

3) 双方に対して、上記に関して日米地位協定を改訂することを申し入れて下さい。

- 5、これらの事故調査報告書の内容は、原子力空母、原潜でも人的ミスによる衝突、座礁事故は起こりうること、特に過密な浦賀水道や、横須賀基地周辺での衝突、座礁事故の危険性を示しています。原子力空母、原潜に対する事故防止体制の確立も、日本政府と米海軍に求めて下さい。

特に原子力艦が事故を起こして放射能を出した状態で、フィッツジェラルドのように入港してきた場合に、横須賀市、海上保安庁、日本政府はどうするのでしょうか。

これに対しては、港則法や、エードメモワール、協定によって拒絶しうるものの回答を、求めておくべきではないでしょうか。

6、米海軍との情報交換会に海上自衛隊が参加することになった趣旨は何でしょうか。それによって、米軍基地問題の解決促進という趣旨が曖昧にならないでしょうか。

7、横須賀市では3キロ以内でこれまでは屋内退避訓練しかしてきませんでした。今後は原子力災害対策指針に準じて、明確な住民の避難計画や避難訓練実施が求められることとなろうかと思われませんが、今後の具体的取組の見通しについてご説明下さい。

8、防災計画の改訂に伴って、市民への広報資料も改訂すること、それについては市民の意見も取り入れながら行っていきたいことを、伺っています。

私たち市民との意見交換会なども設けて、平時から原子力事故の恐ろしさを認識できいざという時に誰でも市民に役立つ広報資料を作成して下さい。

別紙1 事故調査報告書の問題点と、是正のために国や米海軍に申し入れるべき事項

- (1) 基本的な海上交通ルールが守られていない。
 - 海上交通ルールの厳守を。
- (2) 混雑海域における航路ルールの認識がない。
 - 混雑海域の航路ルールきちんとした教育、徹底、事故防止体制を。
 - 浅瀬のそばに錨地がある危険性。東京湾、浦賀水道の過密航路。
- (3) 軍事活動優先の危険な直進、高速度航行、過密航路でもAISをオンにしていない。
 - 安全航海の徹底、過密航路でのAISオンの徹底を。
- (4) 航海技術の低レベル化、規律の緩み、訓練教育の不十分。
 - 十分な訓練体制、航行資格の認証制度も必要では。
- (5) 高度にコンピューター化された機器についていけない。
 - 機械の修理体制、教育体制、フェイルセーフシステムの構築。
- (6) 過密なスケジュールによる疲労の影響、異常の軍事的緊張状態における過重な任務。
 - 平和外交による緊張緩和を。ゆとりあるローテーションを。
 - これ以上のイージス艦の過密配備のストップを。
- (7) 米海軍に対する日本側のチェック機能の不足。
 - 即時通報、原因究明、予防について政府間協議、日米合同委員会によるルール確立を
- (8) 日本側による捜査、事故原因の共有、突き合わせが行われていない。
 - 海上保安部による艦があるうちの捜査と起訴によるチェック、相互の情報突合わせを
- (9) 原子力空母、原潜でも人的ミスによる衝突、座礁事故は起こりうる。
 - 特に過密な浦賀水道や、横須賀基地周辺での衝突、座礁事故の危険性。
 - これに対する明確な事故防止体制の確立を横須賀市は国と米海軍に求めるべき。
- (10) 原子力艦が事故を起こして放射能を出した状態で、フィッツジェラルドのように入港してきた場合に、横須賀市、海上保安庁、日本政府はどうするのか。
 - これに対しては、港則法や、エードメモワール、協定によって拒絶しうるものの回答を、求めておくべきである。